

下関市立大学研究データポリシー解説

令和8年2月26日制定

(解説の目的)

本解説は、研究データポリシー（以下「本ポリシー」という。）を、現場で迷わず運用できるよう補足するためのものです。国の方針（オープンサイエンス・FAIR原則等）に沿いながら、分野や契約等により公開・共有・非公開などを適切に区分し、その判断と手続を説明可能にすることを目的とします。本ポリシーは簡潔なため、解説で判断基準と基本手順を明示し、対外的な透明性と学内の統一運用を確保します。

※FAIR原則…Findable（見つけられる）、Accessible（アクセスできる）、Interoperable（相互運用できる）、Reusable（再利用できる）の略で、データ公開の適切な実施方法を示す原則。

<https://biosciencedbc.jp/about-us/report/fair-data-principle/>

（出展：国立研究開発法人科学技術振興機構）

1. 趣旨・目的

下関市立大学（以下「本学」という。）は、未来社会の創造、地域社会との共創、国際社会との共創の3つの理念のもと、総合的な知識と専門的な学術を教授研究するとともに、地域に根ざし、世界を目指す教育と研究を通じ有為な人材を育成することにより、地域社会及び国際社会の発展に寄与することを目的として掲げている。

本学が保有する研究データについて、適切な管理、可能な範囲での公開及びその利活用を推進することは、本学の研究活動の実施及び発展に不可欠であり、地域社会及び国際社会の発展に資するものである。

そこで、本学は、研究データを適切に管理し、その公開を通じて利活用を促進するために、下関市立大学研究データポリシー（以下「本ポリシー」という。）を以下のとおり定める。

(解説)

本学は、地域に開かれた大学として研究データの適切な管理と、可能な限りの公開・利活用を通じて、研究の透明性・再現性の向上、新たな知の創出、社会への還元を図る。国の方針「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」

（令和3年4月27日付け統合イノベーション戦略推進会議）は、公的資金によって得られた研究データの保全・整備・公開を促しつつ、個人情報・企業秘密・安全保障上の懸念を伴うデータについては非公開とするなど、公開・共有・非公開の適切な区分を求めている。本学はこの考えに沿い、原則を本ポリシーで示し、具体的な運用は、本解説にて補う。

2. 研究データの定義

本ポリシーにおける研究データとは、本学における研究活動の過程で収集又は生成された情報（数値、画像、テキスト及び有体物等）をいい、デジタルであるか否かを問わない。

（解説）

本ポリシーが対象とする研究データは、本学の研究に関する活動を通じて収集又は生成された情報であり、デジタルか非デジタルかを問わない。例として、一次データ（観測、測定、調査等）、一次データから加工し、又は分析して得られたデータ、研究過程で作成された記録（実験ノート、フィールドノート、質問票等）、研究成果の根拠データ、有体物（試料、標本等）が含まれる。

3. 研究者の定義

本ポリシーにおいて、研究者とは、本学の役員、教職員、学生、客員教授等その他本学における研究活動に従事する全ての者をいう。

（解説）

研究者は、本学の役員、教職員、学部学生、大学院学生、客員教授等、名誉教授又は客員研究員等、本学における研究に携わる全ての者を含む。学生は、指導教員の指導のもとで研究データの管理を行い、公開に当たっては、指導教員の確認を要する。客員教授等にあつては研究費執行責任者又は研究プログラム等の本学研究代表者に、客員研究員にあつては受入教員に相談のうえ、当該研究環境に即した管理を行うものとする。

4. 研究データの管理

研究者は、自らが収集又は生成した研究データを適切に管理する責任を有するとともに、関係諸法令、本学規程等、研究倫理及び契約等を遵守し、研究分野の特性を考慮して、適切に管理する責任を有する。

（解説）

研究者は、当該研究において管理すべきデータの範囲（以下「管理対象データ」という。）を特定し、その内容、所在、保存年限などを別表のメタデータ項目に基づいて記録及び更新する。保管は、各研究室又は学内の認証若しくは権限制御が施された適切な保管環境を用いて実施し、分野の標準や資金配分機関の要請、契約上の定め等に応じて保存年限、廃棄及び返還を適正に行わなければならない。

5. 研究者の役割

研究者は、研究データの価値を守るため、また、研究活動の透明性及び公正性を示すため、関係諸法令、本学規程等、研究倫理及び契約等に従い、それぞれの研究分野の特性等を考慮した上で、適切に研究データを管理するとともに、可能な範囲でのデータの公開及びその利活用を推進する。

(解説)

研究データの管理、公開及び利活用の方法は、当該データを収集又は生成した研究者が、法令及び本学の規程等の範囲内で決定できる。ただし、その決定は、第三者の権利や法的利益等（個人情報、著作権、企業秘密、知的財産及び安全保障等）を害しないことを前提とする。

研究者は、当該研究で扱う管理対象データを定め、必要なメタデータを付して扱いを明確化したうえで、次の区分により公開可否を判断する。

- ・公開（一般に任意の者に利活用可能な状態で供する）
- ・共有（アクセス権を付与された限定者に供する）
- ・非共有・非公開（公開も共有もしない）

必要に応じ、公開の時期や方法は、エンバーゴ等により調整しうる。判断結果は、説明可能性を確保するため、管理記録に残すものとする。

なお、公開に当たっては、可能な範囲で FAIR 原則に配慮し、公開先、識別子、再利用条件等を明示する。一方、公開が適切でない場合は、非公開・非共有とし、その理由と根拠を簡潔に記録する。

6. 大学の役割

本学は、研究者が行う研究データの管理、公開及び利活用を支援する環境を整備するものとする。

(解説)

本学は、研究者が適切に研究データの管理、公開及び利活用を実現できるよう、次に掲げる整備等を行う。

- (a) 認証、ストレージ等の情報基盤の整備
- (b) 機関リポジトリ等の公開基盤の整備
- (c) 周知、契約や法務の助言及び教育研修の提供
- (d) 本ポリシー実施の支援
- (e) 部局による実施方針、規則等の策定支援

7. その他

本ポリシーで定める研究データの管理、公開及び利活用を推進するための方針の詳細、手順等は、必要に応じて学長が別に定める。また、本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。

(解説)

データの管理、公開及び利活用は、社会状況や学術動向、関係法令の改正等の影響を受けるため、本ポリシー及び本解説は適宜見直す。国際的動向や政府方針（第6期科学技術・イノベーション基本計画、統合イノベーション戦略、公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方等）を参照し、必要に応じて更新する。

別表 標準的に整備すべきメタデータ項目

	項目	必須/任意	備考
1	資金配分機関情報	必須 (公募型研究資金による研究活動の場合)	公募型研究資金を配分した資金配分機関(府省含む)の英語略称 公募型研究資金以外の場合は記入不要
2	e-Rad の課題番号	必須 (公募型研究資金による研究活動の場合)	公募型研究資金の場合は e-Rad に登録した課題番号 公募型研究資金以外の場合は記入不要
3	プロジェクト名	必須 (公募型研究資金による研究活動の場合)	プロジェクトの研究代表者が統括する研究開発の範囲の名称
4	データ No.	必須	データを一意に特定するための番号 公募型研究資金の場合は配分した資金配分機関が付与
5	データの名称	必須	学会資料、報告資料、測定結果などの中身の分からない名称は避ける
6	掲載日・掲載更新日	必須	メタデータの掲載日・掲載更新日
7	データの説明	必須	端的かつ中身の分かる内容を記載
8	データの分野	必須 (公募型研究資金による研究活動の場合)	e-Rad の研究分野(主分野)
9	データ種別	必須	
10	概略データ量	任意	1GB 未満、1GB 以上、10GB 未満、10GB 以上、100GB 未満、100GB 以上等の区分により記載
11	管理対象データの利活用・提供方針	必須	無償/有償、ライセンス情報、その他条件(引用の方法等)等を記載
12	アクセス権	必須	公開/共有/非共有・非公開/公開期間猶予から選択
13	公開予定日	必須	公開期間猶予を選択した場合に公開予定日を記載
14	リポジトリ情報	必須	現在のリポジトリ情報又はプロジェクト後のリポジトリ情報
15	リポジトリ URL	任意	情報があれば記載
16	データ作成者	任意	データを生み出した研究者の名前
17	データ作成者の e-Rad 研究者番号	任意	データ作成者の e-Rad 研究者番号
18	データ管理機関	必須	データを管理する研究開発を行う機関の e-Rad に登録された法人名
19	データ管理者	任意	データ管理機関の担当者(研究者)の名前
20	データ管理者の e-Rad 研究者番号	任意	管理者の e-Rad の研究者番号 e-Rad 研究者番号がない管理者は記入不要、ある場合は必須
21	連絡先	必須	データ管理者の所属機関の住所や電話番号、メールアドレス等